

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	18 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	16 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	27 件
国民年金関係	8 件
厚生年金関係	19 件

第1 委員会の結論

申立人の平成3年10月から4年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和29年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成3年10月から4年3月まで

私は、申立期間当時、体調を崩して仕事ができなくなったため収入がなくなり、国民年金保険料を納付できなかった。A市B区役所に相談したところ、納付期限を遅らせた納付書が送られてきたので、その納付書により銀行で申立期間の国民年金保険料を納付した。

今回、年金記録を確認したところ、納付済みであるはずの申立期間の国民年金保険料を納付していないとされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の任意加入者の記号番号の払出時期から見て、昭和55年5月ごろ払い出されていることが推認され、申立人は、同年4月以降の国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している上、申立期間は6か月と比較的短期間である。

また、A市B区役所が保管する申立人の国民年金被保険者名簿、及びオンライン記録により、申立人は、平成3年度の国民年金保険料を平成3年5月に免除申請しているものの、同年8月26日にこれを取り消して同年4月から同年7月までの国民年金保険料を現年度納付している上、同年7月には、3年1月から同年3月までの国民年金保険料を過年度納付していることが確認でき、申立人は未納とされている期間の解消を図るべく努めていたことが推認される。

さらに、申立人は、申立期間の前後の期間の国民年金保険料を納付しているなど、申立人が、申立期間の国民年金保険料のみを納付しない特別な事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

福岡国民年金 事案 1912

第1 委員会の結論

申立人の平成8年5月から同年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年5月から同年7月まで

申立期間の国民年金保険料納付記録を照会したところ、保険料が納付された記録は確認できなかったとの回答をもらった。

私は、平成8年*月に出産したので、やっと首が据わった長男を抱いて、同年5月ごろにA市B区役所の担当窓口で国民年金の第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更手続きを行い、申立期間の国民年金保険料として数万円ぐらいの金額を一括して納付した。申立期間が国民年金に未加入とされていることに納得できない。

なお、申立期間は失業給付を受給していたので、夫の被扶養者として認定されない期間であった。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成4年10月以降の国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している上、被保険者の種別変更手続き及び厚生年金保険から国民年金への切替手続きも適切に行っており、申立人の年金制度に対する理解は深く、国民年金保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人が所持する年金手帳により、申立人は、申立期間に係る平成8年5月1日に国民年金の第3号被保険者資格を喪失し同日付けで第1号被保険者資格を取得し、同年8月6日に同資格を再喪失し同日付けで第3号被保険者資格を再取得していることが確認できることを踏まえると、申立期間は国民年金に加入していたものと考えられる。

さらに、申立人は、国民年金の第1号被保険者資格を取得するに至った経緯や時期について明確に記憶している上、一括して納付したとする申立期間の国民年金保険料額も申立期間当時の国民年金保険料額とおおむね一致している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和47年10月30日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、50年6月14日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、標準報酬月額については、昭和47年10月から48年6月までは4万2,000円、同年7月から同年9月までは5万6,000円、同年10月から49年6月までは5万2,000円、同年7月から50年5月までは6万8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年ごろから50年3月ごろまで

A社に勤務していた期間の厚生年金保険被保険者記録について照会したが、該当が無いとの回答であった。

私より後に入社した同僚には当該事業所における厚生年金保険の被保険者記録が確認できるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことが認められる。

一方、A社に係る事業所別被保険者名簿によれば、申立人と同姓同名の者（ただし、生年月日が二日相違）が昭和47年10月30日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、50年6月14日に同資格を喪失している旨の記録が確認できる。

また、元事業主が提出した厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書では、申立人が昭和50年6月14日に資格喪失した旨の届出を、同年7月4日に事業主が社会保険事務所に行ったことが確認でき、同通知書及び上記名簿に記載されている健康保険の整理番号は一致していることから、同記録は申立人

に係る厚生年金保険被保険者記録に相違ないものと判断することができる。

これらを総合的に判断すると、申立人が昭和 47 年 10 月 30 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、50 年 6 月 14 日に同資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の A 社における社会保険事務所の記録から、昭和 47 年 10 月から 48 年 6 月までは 4 万 2,000 円、同年 7 月から同年 9 月までは 5 万 6,000 円、同年 10 月から 49 年 6 月までは 5 万 2,000 円、同年 7 月から 50 年 5 月までは 6 万 8,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、各申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA事業所における平成18年12月19日の標準賞与額に係る記録を34万3,000円、19年8月10日の標準賞与額に係る記録を36万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年12月19日
② 平成19年8月10日

申立期間にA事業所から支給された賞与について、厚生年金保険料を控除されているが、被保険者賞与支払届が提出されていなかったため、同保険料が納付されていない記録となっている。保険料は賞与から控除されているので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、A事業所が保管する冬期賞与台帳及び夏期賞与台帳により、申立人は、申立期間①において標準賞与額(34万3,000円)、及び申立期間②において標準賞与額(36万2,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後(平成21年12月2日)に届出を行っている上、納付義務を履行していないことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、各申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA事業所における平成 18 年 12 月 19 日の標準賞与額に係る記録を 29 万 3,000 円、19 年 8 月 10 日の標準賞与額に係る記録を 31 万 2,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 18 年 12 月 19 日
② 平成 19 年 8 月 10 日

申立期間にA事業所から支給された賞与について、厚生年金保険料を控除されているが、被保険者賞与支払届が提出されていなかったため、同保険料が納付されていない記録となっている。保険料は賞与から控除されているので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録は、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、A事業所が保管する冬期賞与台帳及び夏期賞与台帳により、申立人は、申立期間①において標準賞与額（29 万 3,000 円）、及び申立期間②において標準賞与額（31 万 2,000 円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（平成 21 年 12 月 2 日）に届出を行っている上、納付義務を履行していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、各申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA事業所における平成18年12月19日の標準賞与額に係る記録を22万円、19年8月10日の標準賞与額に係る記録を25万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年12月19日
② 平成19年8月10日

申立期間にA事業所から支給された賞与について、厚生年金保険料を控除されているが、被保険者賞与支払届が提出されていなかったため、同保険料が納付されていない記録となっている。保険料は賞与から控除されているので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、A事業所が保管する冬期賞与台帳及び夏期賞与台帳により、申立人は、申立期間①において標準賞与額(22万円)、及び申立期間②において標準賞与額(25万4,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後(平成21年12月2日)に届出を行っている上、納付義務を履行していないことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、各申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA事業所における平成18年12月19日の標準賞与額に係る記録を26万円、19年8月10日の標準賞与額に係る記録を30万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年12月19日
② 平成19年8月10日

申立期間にA事業所から支給された賞与について、厚生年金保険料を控除されているが、被保険者賞与支払届が提出されていなかったため、同保険料が納付されていない記録となっている。保険料は賞与から控除されているので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、A事業所が保管する冬期賞与台帳及び夏期賞与台帳により、申立人は、申立期間①において標準賞与額(26万円)、及び申立期間②において標準賞与額(30万2,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後(平成21年12月2日)に届出を行っている上、納付義務を履行していないことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和48年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年2月1日から同年4月1日まで

A社からB社に移籍した際の申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

両事業所は同じ敷地内にあった関連会社であり、両事業所に継続して勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社及びB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録によれば、申立人は、昭和48年2月1日にA社における被保険者資格を喪失し、同年4月1日にB社における被保険者資格を取得しており、申立期間における被保険者記録は確認できない。

しかしながら、A社の元取締役は、「B社は、A社の代表取締役が設立した会社で、商品の廃物を活用した新たな商品を製造していた。両社は、同じ敷地内にあり、A社からB社に従業員が何人か移籍したが継続して勤務していた。厚生年金保険料も控除されていた。」と供述するとともに、申立人が名前を挙げる複数の同僚は、「当初は、A社は二つの部門に分かれていたが、その後、その一つは、同社の社長の奥さんが中心となってA社の関連会社として分離し

商品製造の事業を行っていた。」、「A社からB社に移籍したが、勤務場所は変わらず、継続して働いていた。厚生年金保険料も控除されていたと思う。」と供述している上、法人登記簿によれば、B社は、昭和48年2月15日に設立されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、A社及びその関連会社のB社に継続して勤務し（昭和48年4月1日にA社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和48年1月の社会保険事務所（当時）の記録から2万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社の元事業主は病气療養中であることから回答を得ることができないものの、申立人の同社に係る厚生年金保険の被保険者記録における資格喪失日が雇用保険の被保険者記録における離職日の翌日となっており、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って同じ資格喪失日と記録したとは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの届出を行い、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和48年2月及び同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格取得日は平成4年2月12日、及び資格喪失日は同年3月1日であると認められることから、申立期間のうち当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び同資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、20万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年8月1日から4年3月1日まで

社会保険事務所(当時)から、A社に係る厚生年金保険被保険者記録がさかのぼって取り消されている旨の連絡があったため、加入記録を照会したところ、同事業所に営業担当として勤務していた申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無いとの回答があった。

さかのぼって取り消された厚生年金保険被保険者資格取得日より前から当該事業所に勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、当初、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日を平成4年2月12日と記録しているところ、同年3月12日付けで当該資格取得記録がさかのぼって取り消されていることが確認できる。

また、申立人は、申立期間直後の平成4年3月1日に、当該事業所の事業を継承しているB社における厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できるところ、申立人の同僚は、「申立期間当時、申立人を含めA社に在籍していた者は、B社に移籍しているが、勤務場所及び業務内容の変更は無く継続して勤務していた。」と供述しており、A社における厚生年金保険被保険者資格を喪失後、同年3月1日にB社における被保険者資格を取得している者が11人確認できる。

さらに、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日前後に被保険者資格を取得している7人（資格取得日は、平成3年10月14日から4年2月12日までの間）について、その被保険者記録を確認したところ、いずれも平成4年3月12日付けで被保険者資格取得記録がさかのぼって取り消されており、このうち6人については申立人と同様に被保険者資格喪失日の記録が無いまま、同年3月1日にB社における被保険者資格を取得しているのに対し、被保険者資格喪失日（平成4年2月13日）が確認できる残りの1人については、当該資格喪失記録についても同年3月12日付けで取り消し、その後、職権訂正により年金記録を回復していることが確認できる。これらの理由について、年金事務所では、当時の関係書類が残っておらず、明らかでないと回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成4年3月12日に厚生年金保険被保険者資格取得日の取消処理を行う合理的な理由は無く、当該取消処理は有効なものとは認められないことから、申立人の当該事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得日を社会保険事務所において当初記録されていた同年2月12日に、また、同資格の喪失日を同事業所の後継事業所における資格取得日である同年3月1日に訂正することが必要である。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人の当該事業所におけるオンライン記録から、20万円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、平成3年8月1日から4年2月12日までの期間については、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持していないほか、当該事業所に勤務していた申立人の同僚の供述等の周辺事情も見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における資格取得日に係る記録を昭和45年3月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年3月21日から同年4月1日まで

A社C事業所から同社B事業所に異動した際の厚生年金保険被保険者記録が確認できない。申立期間において継続して勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険被保険者記録、A社が提出した申立人の人事記録及び申立人の同僚の供述等から判断すると、申立人が同事業所に継続して勤務し（昭和45年3月21日にA社C事業所から同社B事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B事業所における昭和45年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当時の関係資料が無く不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 6 月 18 日から 37 年 9 月 30 日まで
オンライン記録では、A社における厚生年金保険の被保険者期間について、脱退手当金が支給済みとされている。
しかし、脱退手当金の請求手続をしたことも、受給した記憶も無いので、脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から1年7か月後の昭和 39 年 4 月 30 日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿における申立人の氏名は変更処理がなされておらず旧姓のままであることから、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は脱退手当金の支給決定前の昭和 37 年 11 月 *日に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

さらに、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間前後の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、申立人がこれを失念するとは考え難い上、未請求となっている申立期間後の被保険者期間と申立期間は同一の被保険者記号番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間として存在することは事務処理上不自然である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

福岡厚生年金 事案 1937

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和61年11月30日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年11月30日から同年12月1日まで

B社C支店からA社に異動した際の申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。当時、異動後も勤務地の変更は無く、社名が変更されただけであり、継続して勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険被保険者記録、A社が提出した申立人の在籍証明書等から判断すると、申立人がB社及び同社の関連会社であるA社に継続して勤務し（昭和61年11月30日にB社C支店からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和61年12月の社会保険事務所（当時）の記録から、17万円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によれば、A社は、昭和61年12月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しているが、申立期間において厚生年金保険の適用事業所としての記録は確認できない。しかし、同事業所は同年11月11日に法人登記されている上、申立人を含む6人については、雇用保険被保険者記録及び同事業所が提出した在籍証明書により、申立期間において在籍していたことが確認できることから、同事業所は申立期間において厚生年金保険法に定める適

用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主は、申立人の申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和61年11月30日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年11月30日から同年12月1日まで

B社C支店からA社に異動した際の申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。当時、異動後も勤務地の変更は無く、社名が変更されただけであり、継続して勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険被保険者記録、A社が提出した申立人の在籍証明書等から判断すると、申立人がB社及び同社の関連会社であるA社に継続して勤務し（昭和61年11月30日にB社C支店からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和61年12月の社会保険事務所（当時）の記録から、15万円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によれば、A社は、昭和61年12月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しているが、申立期間において厚生年金保険の適用事業所としての記録は確認できない。しかし、同事業所は同年11月11日に法人登記されている上、申立人を含む6人については、雇用保険被保険者記録及び同事業所が提出した在籍証明書により、申立期間において在籍していたことが確認できることから、同事業所は申立期間において厚生年金保険法に定める適

用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主は、申立人の申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和61年11月30日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年11月30日から同年12月1日まで

B社C支店からA社に異動した際の申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。当時、異動後も勤務地の変更は無く、社名が変更されただけであり、継続して勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険被保険者記録、A社が提出した申立人の在籍証明書等から判断すると、申立人がB社及び同社の関連会社であるA社に継続して勤務し（昭和61年11月30日にB社C支店からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和61年12月の社会保険事務所（当時）の記録から、17万円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によれば、A社は、昭和61年12月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しているが、申立期間において厚生年金保険の適用事業所としての記録は確認できない。しかし、同事業所は同年11月11日に法人登記されている上、申立人を含む6人については、雇用保険被保険者記録及び同事業所が提出した在籍証明書により、申立期間において在籍していたことが確認できることから、同事業所は申立期間において厚生年金保険法に定める適

用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主は、申立人の申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

福岡厚生年金 事案 1940

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和61年11月30日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年11月30日から同年12月1日まで

B社C支店からA社に異動した際の申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。当時、異動後も勤務地の変更は無く、社名が変更されただけであり、継続して勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険被保険者記録、A社が提出した申立人の在籍証明書等から判断すると、申立人がB社及び同社の関連会社であるA社に継続して勤務し（昭和61年11月30日にB社C支店からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和61年12月の社会保険事務所（当時）の記録から、15万円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によれば、A社は、昭和61年12月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しているが、申立期間において厚生年金保険の適用事業所としての記録は確認できない。しかし、同事業所は同年11月11日に法人登記されている上、申立人を含む6人については、雇用保険被保険者記録及び同事業所が提出した在籍証明書により、申立期間において在籍していたことが確認できることから、同事業所は申立期間において厚生年金保険法に定める適

用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主は、申立人の申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

福岡厚生年金 事案 1941

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和61年11月30日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年11月30日から同年12月1日まで

B社C支店からA社に異動した際の申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。当時、異動後も勤務地の変更は無く、社名が変更されただけであり、継続して勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険被保険者記録、A社が提出した申立人の在籍証明書等から判断すると、申立人がB社及び同社の関連会社であるA社に継続して勤務し（昭和61年11月30日にB社C支店からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和61年12月の社会保険事務所（当時）の記録から、20万円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によれば、A社は、昭和61年12月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しているが、申立期間において厚生年金保険の適用事業所としての記録は確認できない。しかし、同事業所は同年11月11日に法人登記されている上、申立人を含む6人については、雇用保険被保険者記録及び同事業所が提出した在籍証明書により、申立期間において在籍していたことが確認できることから、同事業所は申立期間において厚生年金保険法に定める適

用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主は、申立人の申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

福岡厚生年金 事案 1942

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和61年11月30日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年11月30日から同年12月1日まで

B社C支店からA社に異動した際の申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。当時、異動後も勤務地の変更は無く、社名が変更されただけであり、継続して勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険被保険者記録、A社が提出した申立人の在籍証明書等から判断すると、申立人がB社及び同社の関連会社であるA社に継続して勤務し（昭和61年11月30日にB社C支店からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和61年12月の社会保険事務所（当時）の記録から、16万円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によれば、A社は、昭和61年12月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しているが、申立期間において厚生年金保険の適用事業所としての記録は確認できない。しかし、同事業所は同年11月11日に法人登記されている上、申立人を含む6人については、雇用保険被保険者記録及び同事業所が提出した在籍証明書により、申立期間において在籍していたことが確認できることから、同事業所は申立期間において厚生年金保険法に定める適

用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主は、申立人の申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場（現在は、C社D事業所）における資格取得日に係る記録を昭和42年1月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 1 月 16 日から同年 2 月 7 日まで

厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間が厚生年金保険に加入していない期間とされていることが分かった。

申立期間は、C社E支店からA社B工場に転勤になった時期であるが、関連会社間の異動で、勤務状況にも変化が無かったにもかかわらず途中で加入記録が空白になっていることには納得できないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社が保管する人事記録及び公共職業安定所の雇用保険被保険者記録により、申立人は、同社及び同社の関連会社に継続して勤務し（昭和42年1月16日にC社E支店からA社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和42年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が申立期間当時、届出を誤ったとしていることから、事業主は昭和42年2月7日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年1月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から45年10月までの期間、47年8月から48年1月までの期間及び49年3月から58年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年4月から45年10月まで
② 昭和47年8月から48年1月まで
③ 昭和49年3月から58年9月まで

昭和51年又は52年ごろにA市役所職員のお稽古けいこごとの先生をしていた。その職員から「国民年金保険料が未納となっている期間でも今年度までに一定額の保険料を納付すると20歳から現在までの国民年金保険料を納付したことになる。」と聞いたので、申立期間①及び②の国民年金保険料として数万円を納付した。以後は毎月、A市役所の担当窓口で国民年金保険料を納付した。58年からは、父に頼んで保険料を納付しており、その保険料については、納付済みになっている。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A市役所が保管する申立人の国民年金被保険者名簿の備考欄に「届出年月日 60.11.11」と記載されていることから、申立人は、昭和60年11月11日に国民年金の加入手続を行ったことが確認できる上、国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は、同年11月ごろに払い出されていることが確認でき、この時点では、申立期間はいずれも時効により国民年金保険料を納付することができない上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、「昭和51年又は52年ごろに申立期間①及び②の国民年金保険料として数万円を納付した。以後は毎月、A市役所で保険料を納付した。」と申し立てているところ、申立人が納付したとする昭和51年又は52年は、特

例納付の実施期間ではないために申立期間①及び②の国民年金保険料を納付することはできない上、申立人は、「数万円を納付した後は、国民年金保険料の納付書が送付されなかったために、毎月、前回の保険料の領収書をA市役所の担当窓口で見せて国民年金保険料を納付していた。」と申し立てしているところ、A市役所は、「長期にわたって、国民年金保険料の納付書を交付せずに前回の保険料の領収書を見て保険料の納付を受け付けることは考え難い。」と回答している。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、すべての申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福岡国民年金 事案 1914

第1 委員会の結論

申立人の平成元年4月から3年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月から3年8月まで

申立期間は、A社（現在は、B社）に勤務していた。同事業所は、厚生年金保険の適用事業所ではなかったため、給与から国民年金保険料を控除されていた記憶がある。

申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、勤務していたA社の事業主の妻が申立人の国民年金の加入手続を行うとともに、国民年金保険料の納付も行っていたと申し立てしているところ、申立期間に申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は確認できない上、申立人が申立期間に居住していたとするC市及びD市において申立人に係る国民年金被保険者名簿も見当たらないことを踏まえると、申立期間は国民年金に未加入であり、国民年金保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

また、申立人は国民年金の加入手続に関与しておらず、申立人が、国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付を行ったとするB社では、「当社が従業員国民年金の加入手続を行うことはない。」と回答しており、申立内容と相違する。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福岡国民年金 事案 1915

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 3 月から 53 年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 3 月から 53 年 5 月まで

国民年金の加入手続を行った記憶は無いが、結婚して A 町（現在は、B 町）の町営住宅に住み始めた数か月後に、記号番号など何も記載されていない年金手帳が自宅に送られてきた。

年金手帳を受け取ってからすぐには、国民年金保険料を納付していなかったが、昭和 51 年 12 月ごろに A 町役場の担当窓口において、夫の賞与と私の臨時収入により、未納であった国民年金保険料を一括で納付した。その後は毎月、同町役場の担当窓口で町営住宅の家賃と一緒に国民年金保険料を納付し、52 年 8 月に町営住宅を退去した後は、国民年金保険料のみを納付していた。

申立期間が国民年金に未加入になっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 53 年 5 月 24 日に払い出されていることが確認できるとともに、申立人が所持する年金手帳の記載内容により、申立人が国民年金に任意加入した時期は、同年 6 月 14 日であることが確認できること、及びオンライン記録により、申立人の夫は申立期間当時において厚生年金保険被保険者であったことが確認できることを踏まえると、申立人が国民年金に任意加入した時点では、申立期間はさかのぼって国民年金保険料を納付することができない上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福岡国民年金 事案 1916

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 43 年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 43 年 7 月まで

A 市 B 町に住んでいた昭和 36 年ごろ、近所の友人から国民年金への加入を勧められ、友人のところに來ていた集金人が自宅に來てくれ保険料を納付し始めた。

最初は毎月集金に來て国民年金手帳にシールを貼付^{ちようふ}してもらっていたが、半年ほど経つと毎月では無く、電話をして集金に來てもらい 2 か月又は 3 か月分の国民年金保険料をまとめて納付することもあり、シールからスタンプに変わり、途中から年金手帳も新しくなり 2 冊になった。

同市 C 町に転居した当初は、集金人に電話をして 2 か月又は 3 か月ごとに国民年金保険料の集金に來てもらっていたが、途中から來なくなり昭和 43 年に仕事を辞めた時に市役所に行き、未納の国民年金保険料を納付したので、申立期間の納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 36 年に集金人を通じて国民年金保険料を納付したと申し立てているところ、申立人が申立期間当時に居住していたとする A 市役所では、集金人による国民年金保険料の収納を開始した時期は、41 年 4 月からであると回答しており、申立期間当時、集金人による国民年金保険料の収納が行われていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、国民年金手帳記号番号払出簿及び申立人の夫のオンライン記録により、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 43 年 8 月 21 日に任意加入に伴い払い出されていることが推認され、この時点では、申立期間はさかのぼって国民年金保険料を納付することができず、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、オンライン記録により、申立期間のうち、昭和36年12月から43年3月までの期間については、厚生年金保険の脱退手当金支給済期間であり、当該期間は厚生年金被保険者であったことが確認できるなど、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福岡国民年金 事案 1917

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年6月から56年3月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年6月から56年3月まで

私は、昭和54年6月に厚生年金保険被保険者となった。そのころは国民年金保険料も納付しており、二重納付になっているのに国民年金保険料が還付された記憶は無い。社会保険事務所（当時）からの回答によると、申立期間の国民年金保険料は還付されていることになっているが、肝心の還付の時期や方法についての説明が無く、申立期間の国民年金保険料が還付済みとなっていることに納得がいかない。

申立期間の国民年金保険料を還付してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人が、申立期間を含む昭和54年6月から61年3月までの期間において厚生年金保険の被保険者であることが確認できるとともに、申立人が所持する領収書により、申立期間の国民年金保険料相当額が納付されていることは確認できる。

しかしながら、A市役所が保管する申立人に係る国民年金被保険者名簿の備考欄には、申立人が、昭和54年6月1日に厚生年金保険被保険者となった旨を57年3月11日に届けていること、54年6月1日にさかのぼって国民年金被保険者資格を喪失していること、及び申立期間の国民年金保険料が還付されたことが記載されている。

また、申立人に係る特殊台帳の備考欄には「54.6～56.3まで還付(57.4.1)」と還付金額、昭和54年6月欄には「喪失」が記載されており、当該被保険者名簿及び特殊台帳の記載内容に不自然な点は見られず、ほかに申立期間の国民年金保険料が還付されたことを疑わせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年8月から平成10年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和37年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年8月から平成10年11月まで

私は、昭和59年に国民年金に加入し、A町役場の担当窓口又は銀行で国民年金保険料を納付しており、納付が困難なときは、保険料の免除申請を行っていた。平成2年ごろにB市C区に転居した後も、C区役所の担当課の窓口又は集金人に国民年金保険料を納付していたが、国民年金の納付記録を確認したところ、今まで納付した国民年金保険料が全く納付されていない記録になっていることが分かった。

期間の特定はできないものの、A町に居住していた時期を含めて、国民年金保険料が未納とされている期間と免除とされている期間の国民年金保険料を納付した記憶があるので、申立期間の国民年金保険料が未納又は免除とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の任意加入者等の記号番号の払出時期から見て、昭和61年4月ごろにA町において払い出されていることが推認される上、申立人が所持する年金手帳及びオンライン記録により、申立人は厚生年金保険被保険者資格を喪失した59年8月にさかのぼって国民年金に加入していることが確認でき、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、昭和59年に国民年金に加入し、A町役場の担当窓口又は銀行で国民年金保険料を納付していたと申し立てており、戸籍附票により、申立人は、申立期間のうち、同年8月から平成2年3月までの期間については、A町に居住していることが確認できるところ、同町役場では、当該期間において、同町役場の担当窓口で国民年金保険料を収納することはなかった旨を回答して

いる。

さらに、申立人は、平成2年ごろにB市C区に転居した後も、C区役所の担当窓口又は集金人に国民年金保険料を納付していたと申し立てているところ、申立期間のうち、同年3月から10年11月までの期間について、B市C区役所では、当該期間当時、集金人による国民年金保険料の集金は行っておらず、同市は昭和49年度から全面的に納付書による納付方式に移行しているため、区役所の担当窓口で国民年金保険料を収納することはなかった旨を回答している。

加えて、申立期間に係る国民年金保険料の納付期間及び納付方法等に関する申立人の記憶は定かでない上、申立期間は172か月と長期間であり、いずれの行政機関においても、申立人の事務処理を続けて誤ることは考え難く、このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福岡国民年金 事案 1919

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年1月から53年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和51年1月から53年4月まで
ねんきん特別便を確認したところ、申立期間が国民年金に未加入とされていたため、非常に驚いた。申立期間当時は、両親と同居しており、集金人が来た際に国民年金保険料は自分で納付した。兄の経営する会社で働いていたので収入もあり、母からは「納付すべきものはきちんと納付しなさい。」とうるさく言われており、確かに国民年金保険料を納付していたので、申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

特殊台帳及びA市B区役所が保管する申立人に係る国民年金被保険者名簿により、申立人は、昭和49年5月1日に国民年金の被保険者資格を喪失していることが確認できるとともに、51年1月18日付けで厚生年金保険被保険者資格を喪失した後に国民年金の被保険者資格を再取得している形跡は見当たらないことから、申立期間は国民年金に未加入の期間となり、国民年金保険料を納付することはできなかつたものと考えられる上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、申立期間直前に加入していた厚生年金保険の被保険者資格を喪失後、国民年金への切替手続及び申立期間の国民年金保険料の納付に関する記憶が明確でないなど、申立期間の国民年金保険料の納付状況等が不明である上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福岡国民年金 事案 1920

第1 委員会の結論

申立人の平成14年9月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年9月から同年12月まで

転職しても将来のことを考え、国民年金への切替手続きを行い、厳しい収入状況であっても国民年金保険料を納付してきた。

社会保険事務所(当時)は、絶対的な信用があったので安心していましたが、数年前から社会保険事務所において様々な不正等が表面化し、自分自身の年金記録についても申立期間が国民年金に加入していない期間とされており、怒りを感じて納得がいかない。

また、A社会保険事務所(当時)では、職員による国民年金保険料の不正行為があり、不快な気分になっている。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を平成15年1月にA社会保険事務所の窓口で納付したと申し立てているところ、オンライン記録により、申立期間に係る種別変更の勧奨通知が14年11月26日及び16年2月24日に作成されていることを踏まえると、申立人は、申立期間に係る第1号被保険者への種別変更手続を行っていなかったことがうかがえる。

また、申立人が所持する金融機関の預金通帳に平成14年12月10日に20万円を引き出したことが記録されていることから、15年1月に申立期間の国民年金保険料を納付したと申し立てているところ、当該引出時期と保険料の納付時期に約1か月の開きがあり、この記録があることのみをもって、申立期間の国民年金保険料が納付されたことを裏付けるものとは認め難い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

なお、A社会保険事務所で不正行為を行った職員は、申立人が国民年金保険料を納付したとする平成15年1月時点で、同社会保険事務所に在籍していない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 1944

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年1月28日から35年3月8日まで

私は、A社に昭和21年から45年まで継続して勤務しており、途中の34年ごろに病気療養はしたが、退職はしていない。それにもかかわらず、申立期間については厚生年金保険の被保険者記録が無い。この間も厚生年金保険料を給与から控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する申立人に係る昭和45年3月31日付け退職願に同社人事担当が記入している日付から、申立人は21年1月14日から45年3月31日まで引き続き同事業所に在籍していたことがうかがえるが、同事業所では関連資料を保管していない上、申立人は、記憶する当時の同僚は死亡しているとしているほか、同僚調査を行ったものの具体的な供述が得られず、申立期間における勤務実態を確認することができない。

また、申立人は、病気のため申立期間に販売部門から事務部門への職種の変更があったこと、及び発病から完治までの期間は1年半から2年ぐらいで、その間に療養を繰り返したことを供述しているところ、同事業所は、申立期間における厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除については、当時の関連資料が無く不明であるが、職種や勤務形態により厚生年金保険の被保険者とならない場合もあると回答している。

さらに、同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人は、昭和34年1月28日に被保険者資格を喪失し、35年3月8日に同資格を再取得していることが確認でき、申立人の申立期間に係る被保険者記録は確認できない。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 1945

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 44 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 12 月 3 日から 4 年 5 月 15 日まで

A社に平成 3 年 12 月から 4 年 5 月まで勤めていた。給与から厚生年金保険料を控除されていた記憶がある。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

公共職業安定所の雇用保険被保険者記録により、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、オンライン記録により、申立人が当該事業所に同時に入社したとして名前を挙げる同僚の厚生年金保険被保険者資格の取得日は、平成 4 年 6 月 1 日であることが確認できること、並びに同事業所において申立期間及びその前後に被保険者資格を取得している 14 人に照会し、回答があった二人は、いずれも「A社の入社日と厚生年金保険被保険者資格の取得日は相違している。」と供述しており、オンライン記録により、当該二人の厚生年金保険被保険者資格の取得日は同事業所の入社日より後になっていることが確認できる上、このうちの一人は、「A社は、従業員が入社すると同時に社会保険の資格取得手続を行うことはなかったし、従業員も社会保険に加入すると保険料が控除されて手取りが少なくなるために社会保険には加入しなかった。私は、同事業所と長期間やり取りした末、社会保険に加入した記憶がある。私と同時入社と同僚については、社会保険の資格取得手続を行っていない者がいる。」と供述していることを踏まえると、同事業所では、すべての従業員について、一律に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかった事情がうかがえる。

また、事業主は、当時の関連資料が無く、申立人の厚生年金保険料の控除について不明である旨を回答しており、申立期間における事業主による厚生年

金保険料の控除について確認することができない。

なお、当該事業所が申立期間当時に加入していたB健康保険組合において、申立人が健康保険被保険者資格を取得した事跡は確認できない。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 1946

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 3 月 16 日から同年 6 月 1 日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた申立期間に係る被保険者記録が無いとの回答があった。前事業所から一日も空けずに勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の勤務実態に関する具体的な供述内容が同僚の供述内容と符合することから判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人が申立期間においてA社に勤務していた可能性がうかがえる。

しかしながら、A社に係る厚生年金保険被保険者記録を有する同僚3人については、各人が記憶する入社時期から、2か月後又は3か月後に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる上、このうちの一人は、「従業員全員に入社から数か月間の試用期間を設け、その後厚生年金保険の加入手続をしていたようである。」と供述しており、上記3人以外の同僚の一人も、自身の入社時期は記憶していないものの、「当時、数か月間の試用期間があった。」と供述しており、申立期間当時、事業主は、必ずしもすべての従業員を入社当初から厚生年金保険に加入させる取扱いを行っていなかった事情がうかがえる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人については昭和 51 年 6 月 1 日に被保険者資格取得と記録されており、申立期間における申立人の被保険者記録は確認できない上、当該被保険者資格取得日に係る記録は、雇用保険被保険者記録と一致する。

さらに、オンライン記録によれば、A社は既に厚生年金保険の適用事業所

に該当しなくなっており、当時の事業主は高齢のため聴取が困難であり、事務担当者も不明である上、当該事業主の子は、「当時の資料は残っていない。」と供述している。

加えて、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 1947

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年5月8日から34年10月1日まで
50歳代後半ころに一度、社会保険事務所(当時)に年金の加入記録を確認したところ、A社B営業所(現在は、C社)に勤務していた期間が脱退手当金を受給したことになっていることを知った。そういう制度があることすら知らなかったので、おかしいと思っていた。

最近のテレビ報道で、私と同じようなケースがあることを知り、C社に問い合わせたところ、脱退手当金の手続をした記録は無いとの回答だったので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、その支給月数及び支給金額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和34年12月4日に支給決定されているほか、厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、厚生省(当時)から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことを示す「回答済34.10.26」の文字の押印が確認できるなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、A社B営業所において、申立人の被保険者資格喪失日が属する年度に、脱退手当金の受給資格を有して資格喪失した女性8人中5人(いずれも申立人を含む。)に、当該資格喪失日から4か月以内に脱退手当金が支給された記録が確認できることから、申立人についても事業主による代理請求が行われた可能性が高いものと考えられるとともに、申立期間に係る脱退手当金の支給時期は通算年金制度創設前である。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 10 月から 36 年 4 月まで

国の機関A局（現在は、B局）C事務所（現在は、D事務所）の出先機関であるE出張所に勤務し、集合場所に行き現業員を乗せ、現場に移動し、業務終了後、集合場所で現業員を降ろし、E出張所に戻るといったような現場への送迎の仕事に主に従事していたにもかかわらず、昭和 34 年 10 月から 36 年 4 月までの厚生年金保険の加入記録が確認できなかったため、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

国の機関B局から申立人に交付された在籍証明書及び同D事務所からの回答により、申立人が申立期間において国の機関A局C事務所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、申立人と同様に昭和 36 年 4 月から共済組合員資格を取得している同僚は、「自分もC事務所に勤務していた期間に係る厚生年金保険の記録が1年から1年半くらい確認できなかった。」と供述し、また、申立人と同じ業務に従事していた別の同僚は、「昭和 35 年 10 月ごろからC事務所に勤務していた。」と供述しているが、同人の昭和 35 年 10 月から共済組合員資格を取得した 36 年 9 月までの期間に係る厚生年金保険の被保険者記録は確認できず、事業主は、必ずしも勤務している者全員を勤務開始当初から厚生年金保険に加入させる取扱いを行っていなかった事情がうかがえる。

また、国の機関B局D事務所は、「当時の厚生年金保険の関係書類は現存していない。日々雇用であった非常勤職員といっても多種多様な職務内容、雇用形態の者が存在していた。当時の実態として、日々雇用であった非常勤職員の厚生年金保険の加入実態については、必ずしも勤務開始当初から加入してい

たとは限らず、共済組合員資格を取得するまで厚生年金保険に加入させていないなど様々の例があった模様である。また、当時の関係書類が一部保存されている他の事業所について、非常勤職員の厚生年金保険の加入状況を確認したところ、加入者名簿に記載されていない者も確認でき、厚生年金保険の加入が個人ごとに相違していた実態が確認できる。」と回答している。

さらに、国の機関A局C事務所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人に係る厚生年金保険の被保険者記録は確認できない上、申立期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

加えて、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 1949

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 6 月 2 日から 36 年 12 月 4 日まで
昭和 33 年 6 月 2 日付けで国の機関A局（現在は、B局）C事務所（現在は、D事務所）に就職し、37 年 4 月 1 日に正規職員になった後、平成 14 年 3 月 31 日に定年になるまで継続して勤務していたにもかかわらず、社会保険事務所（当時）で年金加入記録を確認すると、昭和 36 年 12 月 4 日以降の記録しか確認できなかった。

申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

国の機関B局から申立人に交付された在籍証明書により、申立人が申立期間において国の機関A局C事務所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、申立期間において、国の機関A局C事務所における厚生年金保険被保険者記録を有する同僚3人は、「自分が働き始めた日と厚生年金保険被保険者資格取得日は異なっている。自分を含めたすべての人は、勤務開始当初は現業の身分だと思う。現業で働き始めた当初は厚生年金保険に加入させてもらえていなかったと思う。」と供述しており、供述どおり、各人が記憶する勤務開始日より、それぞれ7か月、9か月、1年遅れての被保険者資格取得となっており、うち一人の同僚は、「当時のC事務所は、入ったばかりの現業員を年金には加入させていない。3年から4年くらい厚生年金保険の加入を見合わせる措置は一般的にあった。自分は経理担当として同事務所に勤務していたから厚生年金保険の加入方法について承知している。」と供述している上、申立人は先輩4人の名前を挙げ、「その全員が昭和20年代に勤務を開始された方々だと思う。」と供述しているところ、そのうちの3人の、同事業所における厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和32年以降であり、事業主は、必ず

しも勤務している者全員を勤務開始当初から厚生年金保険に加入させる取扱いを行っていなかった事情がうかがえる。

また、国の機関B局D事務所は、「申立人については、厚生年金保険料控除についての確認書類が現存しておらず、申立人の厚生年金保険加入については不明であるが、申立期間当時は、厚生年金保険加入は個人ごとに判断しており、国の所管省において記録が確認できないのであれば、申立人は、申立期間中は厚生年金保険に加入していなかったものと考えられる。」と回答している。

さらに、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 1950

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 12 月 8 日から 37 年 5 月 1 日まで
義兄の紹介で昭和 36 年 12 月 8 日に賃金を定めないまま、A港からB丸(C社所有)に乗船勤務したが、その直後の同年 12 月 15 日又は同年 12 月 16 日に機械に巻き込まれ、大けがをした。

船長から、賃金は仕事の内容を見てから船主と相談の上決めると言われ、その後 1 万円の報酬にすると聞いたが、勤務直後に事故に遭ったので実際に給与を支給されたことはない。

私の船員保険被保険者台帳には、報酬月額が昭和 36 年 12 月 8 日に 7,500 円、37 年 1 月 1 日に 1 万円と記載されており、また、報酬は 1 万円と聞いていたので、同台帳に最終標準報酬月額が 8,000 円と記録されていることに納得がいかない。

申立期間について標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、船員保険障害年金に係る最終標準報酬月額の相違について申し立てているところ、同障害年金の計算の基礎となる最終標準報酬月額は、船員保険法第2条第7項によると、「被保険者又は被保険者であった者の障害又は死亡の原因となった疾病又は負傷の発した日の属する月の標準報酬月額をいう。」と規定されている。

一方、C社に係る船員保険被保険者台帳及び申立人が所持する船員手帳により、申立人に係る負傷発生時の報酬月額は、昭和 36 年 12 月 8 日の資格取得時の報酬月額の 7,500 円であること、及び申立人の障害の原因である負傷発生時の同年 12 月における報酬月額 (7,500 円) に相当する標準報酬月額は、

8,000 円であることが確認でき、申立人に係る船員保険障害年金の計算の基礎となる最終標準報酬月額と一致する。

また、船舶所有者種別記号簿によると、C社は、昭和42年10月30日に船員保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立期間当時の関連資料は確認できない。

さらに、申立期間に乗船し勤務していたB丸の当時の船長は既に死亡しているため供述を得ることができず、このほか、申立期間において、申立人が主張する標準報酬月額に基づく船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間について、船員保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 1951

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 3 月 1 日から 34 年 9 月 1 日まで

私は、見習期間を経て、昭和 31 年 3 月 1 日から A 社の正社員として勤務していたが、体調を崩し、退職した。

退職金はもらった記憶はあるが、会社から脱退手当金に関する説明も無かったので、自分で脱退手当金の請求手続を行うはずはない。

五十数年前のことではあるが、私は、脱退手当金については絶対に受給していないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人に係る「備考」欄には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給金額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後の昭和 34 年 11 月 26 日に支給決定がなされているほか、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、厚生省（当時）が脱退手当金の給付裁定のために当該脱退手当金の裁定庁に回答した日（昭和 34 年 10 月 12 日）が記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立期間の脱退手当金の支給時期は通算年金制度創設前であり、A 社を退職後、長期間にわたり厚生年金保険の被保険者期間及び国民年金の保険料納付済期間を有していない申立人が、脱退手当金を受給することに不自然さはうかがえず、申立人の受給した記憶が無いという主張のほか、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 1952 (事案 1093 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 7 月 1 日から 36 年 12 月 5 日まで

年金記録確認第三者委員会から送付された平成21年7月8日付けの「年金記録に係る確認申立てについて(通知)」では、私が同僚として名前を挙げた者の被保険者記録及び当該同僚の供述等から年金記録の訂正は認められなかったが、新たにA社(現在は、B社に合併)に勤務していた申立期間当時に、同僚と一緒に撮影した写真2枚を提出するので、申立内容を再度検討し、申立期間を厚生年金保険の被保険者記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が申立期間にA社に勤務していたとして名前を挙げた上司及び同僚に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日はすべて昭和38年11月1日となっていること、及びB社C支店では、申立人に係る関係資料等は保存しておらず、申立ての事実を確認できないと回答していることなどから、既に当委員会の決定に基づき平成21年7月8日付けで年金記録の訂正は必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たに同僚と一緒に撮影した写真を提出し、これにより、申立期間当時、間違いなく当該事業所に勤務していたと申し立てしているところ、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、当該同僚に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和38年11月1日として記録されていることが確認でき、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間について厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 1953

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 1 月 ごろから平成 2 年 10 月 26 日まで
A社に昭和 63 年 1 月 ごろから平成 3 年 10 月 31 日まで勤務していたが、
申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。

私の銀行預金通帳には、昭和 63 年 4 月 1 日以降の申立事業所からの給与振込みの記録がある。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する銀行預金通帳の入金記録、及びオンライン記録で申立期間にA社に係る被保険者記録が確認できる同僚の供述から、申立人が申立期間において同事業所に勤務していたことは認められる。

しかしながら、オンライン記録によれば、当該事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主は既に死亡し、当時、取締役であった者は、「申立人は、雇用当初はパートとして勤務していたと思われる。保険料控除については根拠となる資料等が無いので、不明である。」と回答しているところ、申立人は、申立期間を含む平成 3 年 6 月 20 日までの期間に夫の健康保険に係る被扶養者とされている上、申立期間を含む昭和 62 年 9 月 21 日から平成 2 年 10 月 26 日までの期間に国民年金第 3 号被保険者である旨の特例届出を 18 年 5 月 12 日に行っていることが確認できる。

また、公共職業安定所の雇用保険被保険者記録によれば、申立人は、平成 2 年 10 月 26 日に当該事業所における被保険者資格を取得していることが確認でき、厚生年金保険の被保険者記録と一致している。

さらに、同僚からは厚生年金保険料控除に係る具体的な供述を得ることができず、申立期間における事業主による厚生年金保険料控除について確認する

ことができない。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 1954

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 5 月から 31 年 6 月まで

A 市内に本社がある B 社（昭和 27 年 7 月 8 日に C 社から名称変更）D 営業所で勤務していたが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。同社に勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 社 D 営業所の業務内容に係る申立人の具体的な供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険適用事業所名簿及びオンライン記録では、B 社及び同社 D 営業所は、厚生年金保険の適用事業所としての記録が確認できない。

また、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）では、当該事業所の厚生年金保険被保険者記録は確認できない上、オンライン記録によれば、同事業所の代表取締役を含む取締役 4 人及び申立人が名前を挙げる同僚の被保険者記録も見当たらない。

さらに、当該事業所は既に解散しており、当時の事業主は所在が不明である上、申立人が名前を挙げる同僚も所在が確認できないことから供述を得ることができず、申立期間における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 1955

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年6月から19年10月まで

A社B炭坑に勤務していた申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。同事業所に勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA社B炭坑における同僚として名前を挙げた者の厚生年金保険被保険者記録が、同事業所に係る厚生年金保険被保険者記号番号払出簿及びオンライン記録により確認できることから判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人が同事業所に勤務していたことを推認することができる。

しかしながら、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録によれば、同事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主は連絡先が不明なために照会することができない上、申立人が名前を挙げた同僚二人は、それぞれ、「申立人が勤務していた記憶はあるが、当時の厚生年金保険の適用については分からない。」、「申立期間当時、申立人と一緒に孫請けの事業所に勤務していたことを記憶しているが、私の場合も厚生年金保険被保険者記録は無く、当該事業所の名称も記憶しておらず、厚生年金保険の適用についても分からない。」と供述しているほか、同事業所における厚生年金保険被保険者記録が確認できる従業員一人は、「終戦後、学校を卒業してすぐに勤務したが、当時は、18歳になり正社員として坑内で勤務するまでの間は、社会保険に加入していなかった。」と供述していることから、同事業所では必ずしもすべての従業員について厚生年金保険被保険者資格を取得させる取扱いではなかった可能性がうかがえる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）では、申立人の当該

事業所における厚生年金保険の被保険者記録は確認できない上、同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

さらに、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 1956

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 10 月 1 日から 42 年 10 月 1 日まで

A社に勤務していた申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。同事業所に勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA社における同僚として名前を挙げた者の厚生年金保険被保険者記録が、同事業所に係る厚生年金保険被保険者原票により確認できることから判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人が同事業所に勤務していたことを推認することができる。

しかしながら、公共職業安定所の記録によれば、申立期間における申立人に係る雇用保険被保険者記録は確認できない。

また、A社では、「申立期間における厚生年金保険被保険者資格取得届を確認したところ、申立人に係る記録は確認できず、申立ての事実を確認できない。」と回答している上、同事業所に勤務していた申立人の同僚二人は、それぞれ、「当時、私が申立人に1年程度のアルバイト雇用ということで申立事業所を紹介したが、具体的な勤務期間については分からない。」、「申立人に係る記憶は無く、厚生年金保険の適用についても分からない。」と供述していることから、申立期間における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除について確認できない。

さらに、当該事業所に係る厚生年金保険被保険者原票では、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。一方、同原票において申立期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

加えて、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 1957

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者となることができない期間であったことから、厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 9 月 16 日から同年 10 月 1 日まで

A社に勤務していた申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。同社における厚生年金保険被保険者記録は2か月であるが、3か月分の厚生年金保険料が控除されているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出したA社の給料支払明細書により、申立期間を含む昭和 49 年 7 月から同年 9 月までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが確認できる。

しかしながら、公共職業安定所の雇用保険被保険者記録によれば、申立人の当該事業所における離職日は昭和 49 年 9 月 15 日となっており、同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に基づく被保険者資格喪失日（離職日の翌日）に係る記録と一致していることが確認できる。

また、当該事業所では、「申立人に係る社会保険関係資料等は保存しておらず、申立ての事実を確認できないが、業務日報によると、申立人が昭和 49 年 9 月 6 日まで勤務していたことが確認できる。」と回答している上、申立人が名前を挙げた同僚二人は、それぞれ、「申立人が勤務していた記憶はあるが、退職日については分からない。業務日報には当日の業務内容及び要員を必ず記入していたので、申立人がいつまで勤務していたか分かると思う。」、「申立人が勤務していた記憶はあるが、退職日については分からない。」と供述していることを踏まえると、申立期間において、申立人が勤務していた事情はうかがえない。

なお、厚生年金保険の被保険者期間については、厚生年金保険法（昭和 29 年 5 月 19 日法律第 115 号）第 19 条の規定により、被保険者期間を計算する場合、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入するとされている。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が提出した給料支払明細書から申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが確認できるが、申立期間について、申立人が当該事業所に使用されていたことを確認できないことから、申立人が申立期間において厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 1958

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 3 月 25 日から 31 年 2 月 17 日まで

A社B鉱業所における厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間の被保険者記録が無い旨の回答があった。昭和 21 年 8 月から 40 年 12 月に閉山になるまで同社B鉱業所で勤務していた。申立期間の約 2 年間のみ厚生年金保険料が控除されず会社も保険料を納付していないということはあるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、当初、A社C坑で勤務しており、同坑の閉鎖後は同社D坑で勤務していたと申し立てているところ、同僚二人は、いずれも「A社C坑は昭和 29 年 3 月に閉鎖された。」と供述しているとともに、そのうちの一人は、「A社C坑の閉鎖時に、同社E坑及びF坑が同社D坑に統合されたが、E坑、F坑及びD坑の呼称は残っていた。」と供述し、他の一人は、「A社C坑の閉鎖時に、同社C坑の従業員は、E坑、F坑及びD坑へ分かれて異動した。」と供述していることを踏まえると、申立期間の始期に当たる昭和 29 年 3 月に同社C坑が閉鎖になり、申立人が、同社C坑から同社D坑へ異動した可能性はうかがえるものの、A社は 41 年に解散し、事業主は所在不明であり、関連資料も無い上、同社D坑へ異動したとする複数の同僚から聴取しても申立人を記憶している旨の供述が得られないことから、申立期間における勤務実態について確認することができない。

また、A社C坑に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立人

の被保険者記録が記載されているページ及びその前後2ページに記載されている被保険者40人のうち、申立人と同じ昭和29年3月25日に被保険者資格を喪失している被保険者が20人いることが確認できる上、オンライン記録により、当該被保険者20人のうち3人には、申立人と同様に、同日に被保険者資格を喪失した後に年金記録が空白となり、約2年後に同社B鉱業所で同資格を再取得していることが確認できる。

さらに、A社B鉱業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人と同様に、昭和31年2月に被保険者資格を取得している者が多数確認できる上、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）によると、申立人は、A社C坑において29年3月25日に被保険者資格を喪失した後、同社B鉱業所において31年2月17日に同資格を取得していることが確認できる。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 1959

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年10月から32年2月まで
② 昭和33年4月から35年4月まで
③ 昭和35年8月から37年9月まで
④ 昭和42年1月から同年7月まで

厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間について標準報酬月額が以前と比べて下がっていたり、長期間にわたって変化が無い期間等があることが分かった。

申立期間に勤務していたA社（現在は、B社）において、途中で給与が下がった記憶は無いし、毎年、ベースアップで給与額は上がっており、事業所が経費節減のために意図的に標準報酬月額を引き下げて届け出たのではないかと思うので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により、申立人の標準報酬等級は、昭和29年10月から30年1月までは第6級（8,000円）、同年2月から32年2月までは第8級（1万円）とされていることが確認できる。

また、被保険者名簿により、申立人の標準報酬等級は、昭和28年3月から同年9月までは第5級（5,000円）とされていることが確認できるが、オンライン記録では、同年3月から30年1月までは1万円とされているのは、厚生年金保険法等の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）附則第3条の規定により、厚生年金保険の年金額の算出に当たっては、昭和44年11月以前の標準報酬月額で1万円に満たないものはすべて1万円に読み替え

ることになっていることによる。

さらに、被保険者名簿により、申立人と同日に厚生年金保険被保険者資格を取得している複数の同僚について、同資格取得時の標準報酬等級は第5級（5,000円）であり、同資格取得以降、標準報酬月額が5,000円以上1万円未満とされている期間が確認でき、当該理由により、オンライン記録において、当該期間の標準報酬月額は1万円とされているが、これらの同僚に照会したところ、「給与明細書等は保管していないが、入社時の給与は1万円以下であり、2年目からの給与が1万円程度だったと思う。」と回答している。

- 2 申立期間②については、B社が保管する申立人の昭和33年4月1日の資格取得に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届（以下「被保険者資格取得届」という。）、並びに同年8月1日及び34年9月1日の標準報酬月額算定に係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届（以下「報酬月額算定基礎届」という。）により、それぞれの厚生年金保険の標準報酬月額は1万6,000円、1万8,000円、1万8,000円とされていることが確認でき、当該記録はオンライン記録と一致している。

また、被保険者名簿により、申立人の標準報酬等級は、昭和33年4月から同年7月までは第11級（1万6,000円）、同年8月から同年9月までは第12級（1万8,000円）、同年10月から34年3月までは第13級、同年4月から同年8月までは第15級、同年9月から35年4月までは第16級とされていることが確認できるものの、当該期間当時の厚生年金保険の最高標準報酬等級は第12級（1万8,000円）であり、オンライン記録においても、申立人の33年8月から35年4月までの厚生年金保険の標準報酬月額は1万8,000円とされている。

- 3 申立期間③については、B社が保管する申立人の昭和35年8月1日の標準報酬月額算定に係る報酬月額算定基礎届及び同年10月13日の資格取得に係る被保険者資格取得届により、当該期間初期の申立人に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、いずれも2万円とされていることが確認でき、当該記録はオンライン記録と一致している。

また、被保険者名簿により、申立人の標準報酬月額は、昭和35年8月から36年7月までは2万円、同年8月から37年9月までは2万6,000円とされていることが確認できる。

さらに、B社が保管する昭和35年8月1日の報酬月額算定基礎届の備考欄には「日宿直による減額」との記載が確認できる。

- 4 申立期間④については、B社が保管する申立人の昭和42年4月1日の資格取得に係る被保険者資格取得届により、申立人の標準報酬月額は4万8,000円とされていることが確認でき、当該記録はオンライン記録と一致してい

る。

また、被保険者名簿により、申立人の昭和42年1月から同年7月までの標準報酬月額が4万8,000円とされていることが確認できる。

- 5 このほか、すべての申立期間について、申立人の申立事業所における報酬月額が、申立人の主張する報酬月額であったことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない上、被保険者名簿及びオンライン記録における申立人の標準報酬月額については、不自然な遡^{そきゅう}及訂正処理等の形跡は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 1960

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 10 月 1 日から 12 年 7 月 31 日まで
厚生年金保険を受給できる時期になって、社会保険事務所（当時）に行った際に、職員から指摘があり、A社に係る厚生年金保険被保険者期間のうち、平成 11 年 10 月から 12 年 7 月までの期間の標準報酬月額が 30 万円の記録になっていることを知った。

退職する直近の約 1 年間は、給与の支給金額が下がった憶えが無いので、申立期間について、直前の標準報酬月額（34 万円）に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人と同じ業務内容の同僚が所持するA社に係る給与明細書では、申立期間を含む平成 11 年 1 月から 12 年 10 月までの期間について厚生年金保険料を控除されていないことが確認できる。

なお、当該事業所については、オンライン記録により、平成 10 年 11 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、同事業所に係る被保険者についても、同日に被保険者資格を喪失しているものの、その後、当該記録は取り消されていることが確認でき、現在、確認できる申立人及び同僚の同事業所に係る厚生年金保険の加入記録及び標準報酬月額は、当該取消処理以降に記録されたものと考えられるところ、上記の同僚の 11 年 1 月から 12 年 12 月までの標準報酬月額は、その所持する同事業所に係る給与明細書に記載されている給与支給額に見合う額であることが確認できる。

また、A社は「平成 13 年 12 月分以前の賃金台帳は保存していない。」と回答している上、申立人は申立期間に係る標準報酬月額を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生

年金保険料の控除額について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 1961

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 8 月 31 日から 44 年 5 月 10 日まで

申立期間はA社に正社員として勤務し、毎月の給与から厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、A社において名前を記憶している複数の同僚の厚生年金保険被保険者記録が同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により確認できること、及び同事業所の取引先等を具体的に供述していることから判断すると、期間の特定はできないものの、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人が記憶する3人の同僚のうち1人については、被保険者名簿において、被保険者記録が確認できない上、申立期間における当該事業所の被保険者数が、申立人が供述する実際の従業員よりも少ないことを踏まえると、当該事業所では、すべての従業員を一律に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

また、上記の同僚のうち他の二人については、被保険者名簿により、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和36年10月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、申立期間よりも前に同資格を喪失している上、いずれの同僚も、申立期間には、別の事業所での厚生年金保険加入記録が確認できることから、申立人が申立期間よりも前に申立事業所に勤務していた可能性がうかがえるとともに、被保険者名簿では、申立期間において、申立人の記録は確認できない上、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所としての記録が確認できる36年10月1日から43年9月30日までの期間において、当該名簿にお

いて健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものととは考え難い。

さらに、A社は、昭和 43 年 10 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、事業主は所在不明であることから、申立期間における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料の控除について確認することができない上、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 1962

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 3 月から 31 年 12 月まで
A社において、正社員として勤務していたことは確かであり、記録が無いことに納得できないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立内容及びA社における同僚の供述等から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間において同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人が一緒に勤務していたとして名前を挙げる複数の同僚は、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により、厚生年金保険被保険者記録（以下「被保険者記録」という。）は確認できるものの、申立期間と同時期には、その記録は確認できない。

また、当該事業所に係る被保険者名簿により被保険者記録が確認でき、かつ連絡が取れた複数の同僚は、いずれも「A社には試用期間があり、従業員の勤務評価により、厚生年金保険に加入させていた。」と供述している上、当該事業所の被保険者数が、申立人等が供述する従業員数より少ないことを踏まえると、当該事業所では、すべての従業員を採用と同時に一律に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、当該被保険者名簿には、申立人の被保険者記録は確認できない上、同名簿において健康保険の整理番号には欠番は無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から

控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。